

{ 平 13 . 1 0 . 2 }
基礎小 2 - 2 }

說 明 資 料

わが国税制の現状と課題

- 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

平成 12 年 7 月
税制調査会

二 税制と基本原則

2 . 税制の基本原則

(8) 税制の基本原則と租税特別措置等

特定の政策目的を実現するための政策手段として、租税特別措置等があります。これは、基本的に特定の人々の負担を軽減することにより、特定の政策目的の実現に向けて経済社会を誘導しようとするものです。このため、租税特別措置自体は、「公平・中立・簡素」という租税原則に反するものとなります。

したがって、租税特別措置等については、そもそもその特定の政策目的自体に国民的合意があるのかどうか、政策手段として税制を用いることが本当にふさわしいのかどうか、「公平・中立・簡素」という原則より優先してまで講じるだけの政策効果があるのかどうか、政府による裁量的な政策誘導になりはしないかなどについて、慎重な検討が求められます。また、公的サービスの提供に必要な租税の量を一定とすれば、特定の人々に対する負担軽減は他の人々の負担増加につながるものであることも忘れてはなりません。

租税特別措置等についてすべてを不合理と断じるわけにはいきませんが、税制によって経済社会を誘導しようとすることには自ずと限界があります。また、一旦優遇措置が講じられるとそれが既得権益化し、政策効果の再検討が十分行われないうまま優遇措置が長く継続してしまうことになりがちです。

租税特別措置等については、以上のような観点から、今後、そのあり方を見直していく必要があります。

今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（抄）

平成13年6月26日

3. 経済の再生

（7）税制改革

税制は、政府活動のための財源を調達する基本的な仕組みであるが、所得・資産の分配、経済の資源配分、納税・徴収費用に結果として大きな影響を与える。したがって、公平・中立・簡素を税制改革の指針としなければならない。

経済が大きく変容する状況下においては、その環境条件の変化に合わせて、これらの指針に基づき、不断に税制を改革していくことが必要である。我が国は、数次にわたって税制改革を実施してきたが、21世紀にふさわしい税制を実現するためには、さらなる税制改革が求められる。所得、消費、資産等の適切な課税ベースの選択、できるだけ広い課税ベースの確保、政策目的に対して有効な政策手段であるかの検証等、幅広く税制を不断に見直していくことが不可欠である。

とりわけ、経済の市場化、グローバル化、少子・高齢化という観点から、貯蓄・消費行動、投資・起業行動、労働供給・就業形態に対する誘因を十分に考慮して、個人、企業の経済行動に対して中立的な税制を構築しなければならない。

租税特別措置について聖域なく徹底した見直しを行い、効率的な企業経営を促進するための制度整備の一環として連結納税制度の導入に向けた検討を進める。

平成14年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

〔平成13年8月10日（金）
財務大臣臨時閣議発言要旨〕

（略）

五．また、歳入面における各種租税特別措置は、実質的には補助金の裏返しであり、課税の公平・中立を害するとともに減収要因となっています。従って、平成14年度税制改正においては、従来事実上「聖域」となってきた租税特別措置についても徹底した見直しを行い、廃止を含め大幅な整理・合理化を行っていく必要があります。こうした中、短期的な視点で政策誘導を図る措置の導入など、租税特別措置の新設・拡充については、厳に抑制する必要があります。

閣僚各位におかれては、このような方針の下、税制改正要望を行っていただくようよろしくお願いいたします。

（略）

企業関係租税特別措置一覧〔78項目〕

（税額控除・所得控除）

- ・増加試験研究費等の税額控除
- ・エネルギー需給構造改革推進投資促進税制
- ・中小企業新技術体化投資促進税制
- ・中小企業等基盤強化税制
- ・事業化設備等の税額控除又は特別償却
- ・沖縄の自由貿易地域等における工業用機械等の税額控除又は特別償却
- ・沖縄の工業等開発地区における工業用機械等の税額控除又は特別償却
- ・沖縄の情報通信産業振興地域における工業用機械等の税額控除
- ・沖縄の観光振興地域における工業用機械等の税額控除
- ・沖縄の特別中小企業者等の事業化設備等の税額控除
- ・製品輸入額が増加した場合の税額控除
- ・技術等海外所得の特別控除
- ・新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
- ・特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除
- ・農業協同組合等の留保所得の特別控除

（特別償却）

- ・公害防止用設備の特別償却
- ・再生資源分別回収設備の特別償却
- ・電線類地中化設備の特別償却
- ・船舶等の特別償却
- ・航空機の特別償却
- ・関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却
- ・特定中核的民間施設等の特別償却
- ・地震防災対策用資産の特別償却
- ・特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却
- ・特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却
- ・事業革新設備等の特別償却
- ・特定余暇利用施設の特別償却
- ・特定電気通信設備等の特別償却
- ・商業施設等の特別償却
- ・特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却
- ・再商品化設備等の特別償却
- ・特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却
- ・低開発地域工業開発地区における工業用機械等の特別償却
- ・農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却
- ・半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却
- ・過疎地域における工業用機械等の特別償却
- ・離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却
- ・沖縄の離島におけるホテル業等用の建物等の特別償却
- ・中小企業者等の機械の特別償却

（注）？ 企業関係租税特別措置のうち減収効果のあるものについて記載。
？ 上記のほか、経済対策として中小企業投資促進税制がある。

- ・医療用機器等の特別償却
- ・中小漁業構造改善計画に係る漁船の割増償却
- ・経営基盤強化計画に係る機械等の割増償却
- ・障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等
- ・農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却
- ・優良賃貸住宅等の割増償却
- ・特定再開発建築物等の割増償却
- ・倉庫用建物等の割増償却
- ・鉱業用坑道等の特別償却
- ・植林費の損金算入の特例
- ・鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却
- ・特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例
- ・準備金方式による特別償却

（準備金）

- ・海外投資等損失準備金
- ・自由貿易地域投資損失準備金
- ・創業中小企業投資損失準備金
- ・金属鉱業等鉱害防止準備金
- ・特定災害防止準備金
- ・特定都市鉄道整備準備金
- ・ガス熱量変更準備金
- ・電子計算機買戻損失準備金
- ・プログラム等準備金
- ・使用済核燃料再処理準備金
- ・原子力発電施設解体準備金
- ・保険会社等の異常危険準備金
- ・原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金
- ・関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金
- ・特別修繕準備金
- ・中小企業等の貸倒引当金の特例
- ・探鉱準備金又は海外探鉱準備金
- ・農用地利用集積準備金

（その他）

- ・農用地等を取得した場合の課税の特例
- ・共同で現物出資をした場合の課税の特例
- ・鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例
- ・特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
- ・欠損金の繰越期間の特例
- ・転廃業助成金等に係る課税の特例
- ・農林中央金庫等の合併に係る課税の特例
- ・同族会社の留保金課税の特例

租 税 特 別 措 置 の 手 法 の 例

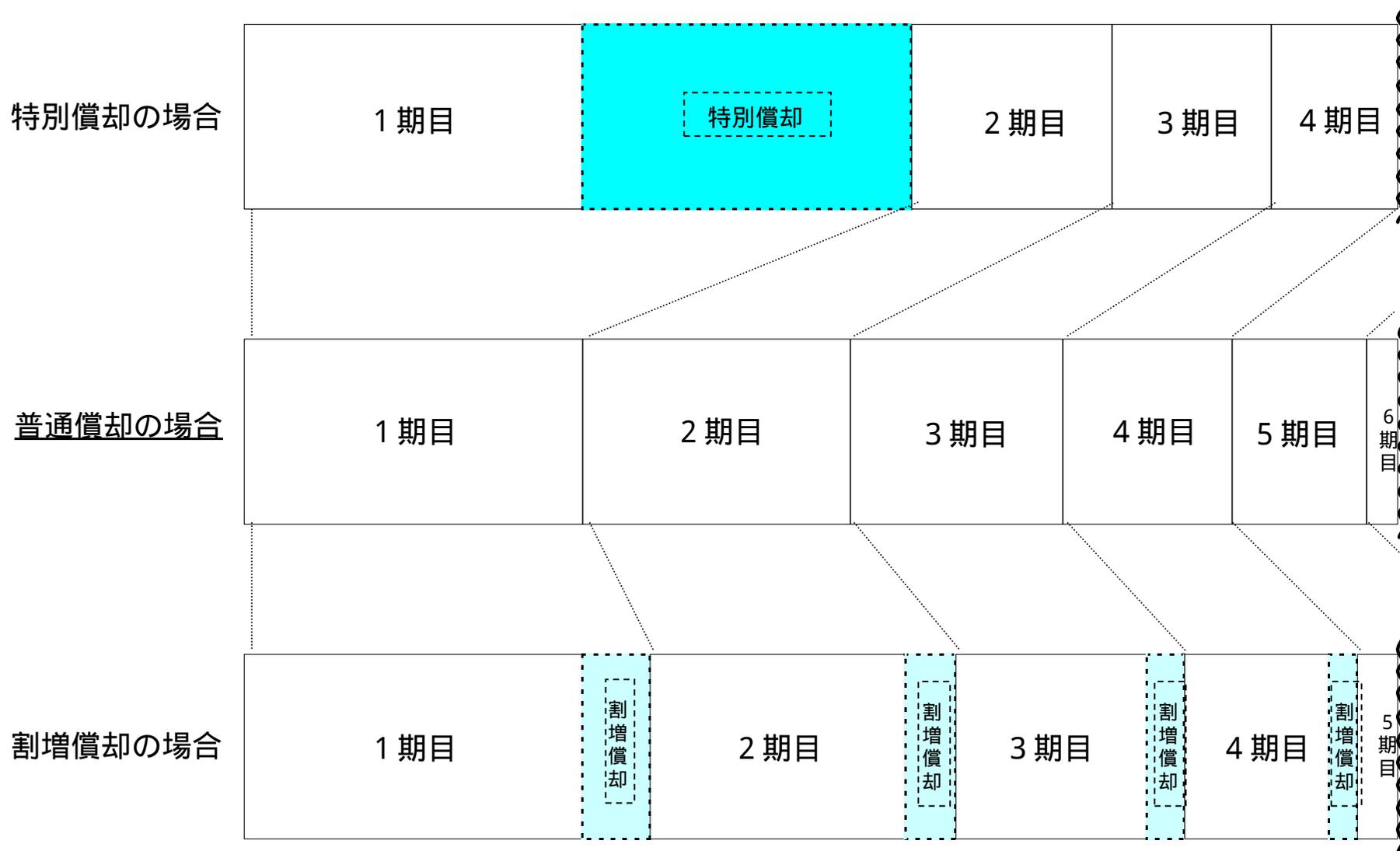
- 税額控除
各事業年度の所得に対する法人税額から一定の割合の税額を控除することにより、法人税を減免する方式

- 所得控除
特定の収入金額、所得金額等の一定の割合の金額を損金の額に算入することにより、法人税を減免する方式

- 特別償却
 - ・ 初年度の特別償却
特定の償却資産について、取得時に、通常の減価償却とは別に取得価額の一定割合を償却することにより、課税を繰り延べる方式
 - ・ 一定期間の割増償却
特定の償却資産について、一定期間にわたり、通常の減価償却とは別に普通償却限度額の一定割合を償却することにより、課税を繰り延べる方式

- 準備金
特定の費用又は損失に充てるために準備金として積み立てた金額を損金の額に算入することにより、課税を繰り延べる方式

普通償却と特別償却及び割増償却（定率法、特償・割償割合20%の場合）



租税特別措置による減収額 (2兆3,620億円)の内訳 (平成13年度ベース)

所得税 16,620億円(70.4%)				法人税 4,900億円(20.7%)		その他
住宅ローン控除	生損保控除	老人マル優等	その他	法人税	投資減税 (景気対策)	その他
(24.9%) 5,870億円	(11.9%) 2,820億円	(25.4%) 6,010億円 (郵貯集中満期分除き1,130億円)	(8.1%) 1,920億円	(20.7%) 4,900億円	(6.4%) 1,510億円	(8.9%) 2,100億円

(備考)上記のほか、緊急経済対策(13年4月)により創設された長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度による減収額 910億円がある。

租税特別措置による減収額の税目別分類（平成13年度）

（単位：億円）

区 分	平年度減収額
一 所 得 税	
老人等の少額預金の利子の非課税等	6,010
配当所得の課税の特例	90
生命保険料控除	2,650
損害保険料控除	170
住宅借入金等を有する場合の特別税額控除	5,870
医療用機器等の特別償却	50
青色申告特別控除	690
社会保険診療報酬の所得計算の特例	190
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	200
同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例	570
非居住者・外国法人の一括登録国債の利子の課税の特例	40
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除	80
寡婦控除の特例	10
小 計	16,620
二 法 人 税	
公害防止用設備の特別償却	110
電線類地中化設備の特別償却	10
船舶等の特別償却	20
特定高度技術産業集積地域産業用設備の特別償却	30
事業革新設備等の特別償却	10
特定電気通信設備等の特別償却	30
再商品化設備等の特別償却	40
特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却	20
低開発地域等工業用機械等の特別償却	60
医療用機器等の特別償却	150
経営基盤強化計画等に係る機械等の割増償却	30
優良賃貸住宅等の割増償却	10
倉庫用建物等の割増償却	20
海外投資等損失準備金	10
特定災害防止準備金	10
ガス熱量変更準備金	10
プログラム等準備金	20

区 分	平年度減収額
使用済核燃料再処理準備金	280
原子力発電施設解体準備金	170
異常危険準備金	170
特別修繕準備金	30
中小企業等の貸倒引当金の特例	290
増加試験研究費等の税額控除	410
エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	480
中小企業新技術体化投資促進税制	570
中小企業等基盤強化税制	50
事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は税額控除	10
自由貿易地域等における工業用機械等の税額控除	20
製品輸入額が増加した場合の税額控除	120
中小企業投資促進税制	1,450
技術等海外所得の特別控除	20
農業協同組合等の課税の特例	10
特定の基金に対する負担金等の損金算入	20
同族会社の留保金課税の特例	210
小 計	4,900
三 その他の税	
親子間等の住宅取得資金に係る贈与税の特例	390
住宅用家屋等の登録免許税の軽減	640
商工中金等の抵当権設定等の登録免許税の軽減	30
認定事業再構築計画等に係る登録免許税の軽減	30
清酒等に係る酒税の税率の特例	110
石油税の還付措置	580
航空機燃料税の税率の特例	90
不動産譲渡契約書等に係る印紙税の税率の特例	110
約束手形に係る印紙税の税率等の特例	120
小 計	2,100
合 計	23,620

（備考）租税特別措置のうち減収額の計上されているもの

地方税の主な非課税等特別措置による減収額(9,770億円)の内訳(平成13年度ベース)

(単位:億円)

個人住民税 (40.5%) 3,960			法人住民税 (8.0%) 780	事業税 (18.2%) 1,780	固定資産税 (33.3%) 3,250
生命保険料 ・損害保険 料控除 (10.2%) 1,000	老人マル優等 (20.6%) 2,010 (郵貯集中満期分除き380億円)	その他 (9.7%) 950	(8.0%) 780	(9.8%) 960	(33.3%) 3,250
				社会保険 診療報酬 の所得計 算の特例 (8.4%) 820	

(注) 1 公共・公益法人等に係る不動産取得税及び固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。

2 住宅・住宅用地に係る不動産取得税及び固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。

(備考) 上記のほか、緊急経済対策(13年4月)により創設された長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度による減収額 約10億円がある。

地方税の非課税等特別措置による減収額の税目別分類（平成13年度）

（単位：億円）

区 分	減 収 額
一 道府県税	
1 道府県民税	
(1) 生命保険料控除	300
(2) 損害保険料控除	20
(3) 同居の特別障害者又は老親等に係る 扶養控除等の特例	70
(4) 所得税の租税特別措置による影響 （老人マル優2,010億円を含む）	2,220
(5) 法人税の租税特別措置による影響	220
計	2,830
2 事業税	
(1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例	820
(2) 法人税及び所得税の租税特別措置による影響	960
計	1,780
道府県税計	4,610
二 市町村税	
1 市町村民税	
(1) 生命保険料控除	640
(2) 損害保険料控除	40
(3) 同居の特別障害者又は老親等に係る 扶養控除等の特例	160
(4) 所得税の租税特別措置による影響	510
(5) 法人税の租税特別措置による影響	560
計	1,910
2 固定資産税	
(1) 非課税	
(ア) 大都市地域内の鉄道等のトンネル	40
(イ) 保安林	30
(ウ) 農業協同組合等の事務所及び倉庫、 健康保険組合等の病院及び診療所	10
(エ) 公害防止施設その他	50
小計	130
(2) 課税標準の特例	
(ア) 電気	510
(イ) 船舶	120
(ウ) 鉄軌道	370
(エ) その他	540
小計	1,540
(3) 税額の軽減	
(ア) 新築住宅	770
(イ) 新築中高層耐火建築住宅	810
小計	1,580
計	3,250
市町村税計	5,160
地方税計	9,770

減収額の大きい企業関係租税特別措置（平成13年度）

項	目	減 収 額
1	中小企業投資促進税制	1,450億円
2	中小企業新技術体化投資促進税制	570
3	エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	480
4	増加試験研究費等の税額控除	410
5	中小企業等の貸倒引当金の特例	290
6	使用済核燃料再処理準備金	280
7	同族会社の留保金課税の特例	210
8	異常危険準備金	170
8	原子力発電施設解体準備金	170
10	医療用機器等の特別償却	150
11	製品輸入額が増加した場合の税額控除	120
12	公害防止用設備の特別償却	110
13	低開発地域等工業用機械等の特別償却	60
14	中小企業等基盤強化税制	50
15	再商品化設備等の特別償却	40

企業関係租税特別措置減収額の法人税収に対する割合

年 度	法 人 税 収 (当初予算) (a)	企業関係租税特別措置 減収額(除く交際費)(b)	(b) / (a)
	億円	億円	%
昭和40	10,357	752	7.3
45	24,203	1,794	7.4
50	61,410	3,040	5.0
55	85,040	2,320	2.7
60	125,460	4,060	3.2
61	127,060	4,060	3.2
62	118,240	4,550	3.8
63	139,210	4,570	3.3
平成 元	183,630	5,070	2.8
2	197,110	5,640	2.9
3	192,670	6,300	3.3
4	181,220	5,700	3.1
5	159,520	5,200	3.3
6	138,130	4,320	3.1
7	137,260	3,920	2.9
8	135,480	3,650	2.7
9	144,320	3,830	2.7
10	152,740	3,560	2.3
11	104,280	3,180(7,580)	3.0(7.3)
12	99,470	3,140(7,540)	3.2(7.6)
13	118,390	3,390(4,900)	2.9(4.1)

(備考) ()書きは、投資減税分を含んだものである。

創設後長期にわたる企業関係租税特別措置

経過年数	創設年	項 目
45年以上	昭26	船舶等の特別償却
	昭28	技術等海外取引に係る所得の特別控除
	昭28	保険会社等の異常危険準備金
40年以上	昭32	鉱業用坑道等の特別償却
	昭32	植林費の損金算入の特例
	昭36	低開発地域工業開発地区における工業用機械等の特別償却
	昭36	鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却
	昭36	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金
	昭36	鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例
35年以上	昭39	農業協同組合等の留保所得の特別控除
	昭39	海外投資等損失準備金
	昭40	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
	昭40	探鉱準備金又は海外探鉱準備金
	昭41	倉庫用建物等の割増償却
	昭41	中小企業等の貸倒引当金の特例
30年以上	昭42	増加試験研究費等の税額控除
	昭42	公害防止用設備の特別償却
	昭42	特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例
	昭42	準備金方式による特別償却
	昭43	電子計算機買戻損失準備金
	昭44	特定再開発建築物等の割増償却
	昭46	航空機の特別償却
	昭46	農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却
25年以上	昭47	沖縄の工業等開発地区における工業用機械等の特別償却
	昭47	自由貿易地域における工業用機械等の特別償却
	昭47	中小企業者等の機械の特別償却
	昭47	自由貿易地域投資損失準備金
	昭47	プログラム等準備金
	昭47	転廃業助成金等に係る課税の特例
	昭48	商業施設等の特別償却
	昭48	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等

経過年数	創設年	項 目
25年以上 (続)	昭49	再生資源分別回収設備の特別償却
	昭49	金属鉱業等鉱害防止準備金
	昭50	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
	昭51	中小漁業構造改善計画に係る漁船の割増償却
20年以上	昭54	医療用機器等の特別償却
	昭56	エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 (注 1)
15年以上	昭58	地震防災対策用資産の特別償却
	昭58	使用済核燃料再処理準備金
	昭59	中小企業新技術体化投資促進税制
	昭59	特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却 (注 2)
	昭59	海外投資等損失準備金 (特定の海外債権)
	昭59	関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金
	昭61	電線類地中化設備の特別償却
	昭61	特定都市鉄道整備準備金
10年以上	昭62	中小企業等基盤強化税制
	昭62	事業革新設備等の特別償却 (注 3)
	昭62	特定災害防止準備金
	昭62	欠損金の繰越期間の特例
	昭62	関西文化が学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設等の特別償却
	昭62	特定余暇利用施設の特別償却
	昭63	特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却
	平元	特定中核的民間施設等の特別償却
	平2	特定電気通信設備等の特別償却
	平2	製品輸入額が増加した場合の税額控除
平2	原子力発電施設解体準備金	

(注 1) エネルギー対策促進税制として創設

(注 2) 高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備等の特別償却として創設

(注 3) 産業構造転換用設備等の特別償却として創設

企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較

年 度	改正前 項目数	整 理 合 理 化 項 目		創設項目数	改正後項目数
		廃止項目数	縮減合理化 項目数		
昭和 51	98 件	9 件	50 件	4 件	93 件
52	93	2	27	0	91
53	91	11	26	3	83
54	83	5	25	4	82
55	82	10	49	1	73
56	73	1	22	1	73
57	73	4	20	1	70
58	70	2	32	5	73
59	73	2	14	4	75
60	75	4	28	1	72
61	72	3	14	8	77
62	77	4	26	8	81
63	81	3	13	3	81
平 元	81	2	30	2	81
2	81	5	17	6	82
3	82	3	23	1	80
4	80	3	23	4	81
5	81	0	19	4	85
6	85	6	18	3	82
7	82	4	23	1	79
8	79	4	23	2	77
9	77	2	25	2	77
10	77	1	32	5	81
11	81	4	31	2	79
12	79	0	31	1	80
13	80	2	32	0	78

(備考) 上記のほか、経済対策として1項目がある。

わが国税制の現状と課題

- 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

〔平成 12 年 7 月〕
〔税制調査会〕

二 法人課税

1. 法人税

(4) 税率と課税ベースの適正化

租税特別措置の整理・合理化

当調査会は、累次の答申により租税特別措置の整理・合理化の必要性を指摘しており、各年度の税制改正においても整理・合理化が進められてきています。

租税特別措置は、特定の政策目的を実現するための政策手段の一つではありますが、税負担の公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置として設けられているものです。

個人・企業の自由な経済活動を尊重し、それらの経済活動に中立的な税制とすることが求められる 21 世紀の経済社会の中で、特定の政策目的のために税制上の優遇措置という手段を用いることは極力回避されるべきであり、また、税制によって経済社会を誘導しようとするにはおのずと限界があることを十分認識する必要があります。 租税特別措置は、特定の企業の税負担を軽減するものであることから、政策目的自体に国民の理解が得られるか、政策目的達成のための手段として税制が適当か、といった視点を踏まえて、そもそも税制の基本理念の例外措置として値するものかどうか十分検討しなければなりません。

この他、利用実態が特定の者に偏っていないか、利用実態が低調となっていないか、創設後長期間にわたっていないか、といった視点も含め、今後も十分に吟味を行い、徹底した整理・合理化を進めなければなりません。